

特定医療費（指定難病）受給者証

<「特定医療費（指定難病）受給者証」とは>

日本の厚生労働大臣が定める特定の難病（指定難病）の患者に交付される医療受給者証です。この受給者証を提示することで、医療費の自己負担が軽減されるなどの支援を受けることができます。

難病医療費助成制度は、指定難病の治療に必要な医療費の一部を国や自治体が負担することで、患者の経済的負担を軽減する制度です。この制度を利用するためには、受給資格の申請と受給者証の取得が必要になります。

医療費助成の対象となるのは、
指定難病と診断される かつ 重症度分類等で現在の病状が一定以上の場合です。
※難病の診断だけでは、特定医療費受給者証がもらえない事に注意が必要です。

受給者証を利用できる医療機関

病院・診療所、薬局、訪問看護ステーションが利用できる医療機関です。
しかし、注意が必要です。原則として 指定医療機関であることです。

特定医療費（指定難病）受給者証

自己負担上限額（月額）

階層区分	受給者証での表記	階層区分の基準	一般	高額かつ長期 ※1	人工呼吸器等 装着者
生活保護	0	—	0円	0円	0円
低所得1 ※2	1	区市町村民税非課税（世帯）、 かつ本人年収80万以下	2,500円	2,500円	1,000円
低所得2 ※2	2	区市町村民税非課税（世帯）、 かつ本人年収80万超	5,000円	5,000円	1,000円
一般所得 1 ※2	3	区市町村民税課税以上 7.1万円未満	10,000円	5,000円	1,000円
一般所得 2 ※2	4	区市町村民税7.1万円以上 25.1万円未満	20,000円	10,000円	1,000円
上位所得	5	区市町村民税25.1万円以上	30,000円	20,000円	1,000円
入院時の食事療養標準負担額及び 入院時の生活療養標準負担額			全額自己負担		

※1 「高額かつ長期」とは、難病の医療費助成を受け始めてから後、月ごとの医療費総額（10割）が5万円を超える月が年6回以上ある方を言います。詳しくは、[こちら（高額かつ長期について）](#)を御参照ください。

※2 表中「階層区分」における算用数字は、正しくはローマ数字となります。

(3) 医療保険等適用後の自己負担額のうち、高額療養費に相当する金額は、健康保険から支給されます。請求方法や金額の詳細は、御加入の健康保険組合にお問い合わせください。